

平成 30 年度事業計画

基本方針

建設技術関係者を取り巻く環境は、従前にも増してより一層厳しくなることが予想されることを踏まえ、会員の多様な要望に応えるため、会員の幅広い技術力の向上、交流・連携の活発化に資する活動等を展開する。

- (1) 建設（公共）事業を取り巻く諸課題に対応するとともに、会員のニーズに応え、技術研修、機関誌の発刊、出版等の諸事業について一層の充実を図る。
- (2) 全建活動の活性化を図るため、顕彰事業、建設関係者表彰、地方協会等の活動支援を推進するとともに、全建活動の積極的な広報を進め、また地方協会との連携強化を図り、会員の維持・拡大に努める。

事業計画の概要

1. 技術研修事業

(1) 技術研修

建設技術に関する知識の向上等を図るため、建設技術講習会を10回、実地研修会を3回開催する。また、研修内容の充実を図るため、研修委員会において研修テーマや研修のあり方を検討するとともに、研修参加者や地方の会員の意見を採り入れるため合同研修委員会を開催する。

- ①建設技術講習会では、新技術を活用した公共事業、これからの社会インフラの維持管理・更新など、建設行政や建設技術に関する喫緊の重要課題や最新情報を取り上げ、講義にはタイムリーな話題や具体的な取組み事例を積極的に取り入れることとする。
- ②インフラ整備・管理の歴史的経緯や諸外国との比較等により、我が国のインフラ整備・管理のストック効果やフロー効果が有している社会・経済上の意味についての講演を取り入れる。
- ③講習会日程表（講師名、講演内容）を早期に明確化し、研修への参加促進に向けて全建ホームページや機関誌「月刊建設」等で積極的なPRを行う。また、建設系CPD協議会への加盟を踏まえて、賛助会員や一般の建設業者等に対し、参加促進を図る。
- ④参加促進を図るため各種割引を実施する。また、市町村会員の参加促進を図るため、開催地の地区連合会管内の市町村会員に対しても、地元割引を実施する。
 - ・若手割引
 - ・地元割引（地区連割引）
 - ・学生の無料参加
- ⑤技術者同士の連携・交流を図り、意見交換や情報交換を行うことにより知見と人脈を広げ、今後の業務に役立ててもらふことを目的に「参加者同士の交流会」を実施する。
- ⑥実地研修会では現地視察のみではなく、事前に概要説明等の講義を行い、より充実した内容で実施する。
- ⑦研修資料は電子データ化を図り、ホームページに掲載するなど、その有効活用を図る。

※開催予定については、「講習会・研修会のページ」を参照

(2) 技術資料アーカイブス

技術向上のための研修や事業活動等を支援するため、本会所有のビデオ（DVD）の閲覧・貸出しを行う。また、これらの充実及びホームページ等を活用した広報に努める。

2. 機関誌事業

機関誌月刊「建設」の編集については、関係機関、地方協会の協力を得て、国内外の社会インフラに係る情報を幅広く調査し、提供する。編集計画の作成にあたっては、編集内容の充実を図るため機関誌編集委員会を開催する。また、前年度に引き続きモニターを活用して全国の会員の意見等を収集し、合同編集委員会等で検討することで会員のニーズを反映した編集となるよう努める。

- ① 機関誌月刊「建設」では、建設関係施策の周知と建設技術の習得・向上を基本的なコンセプトとして、今日的課題である「維持管理」「自然災害」「地方創生」を中心に特集として取り上げ、最新の行政情報をはじめ全国各地で実施されている建設事業や地域情報等についても広く情報提供に努める。
- ② 特集以外の記事として、技術の伝承・技術力の向上を目的とした「後輩技術者に向けたメッセージ」の連載を継続し、また、会員の技術の研鑽に寄与するため、資格取得に関する合格体験談や諸外国のインフラ情報等を随時掲載し、内容の充実を図る。

月	特集テーマ
4月	技術の伝承・技術力の向上にむけて
5月	地域活性化の推進
6月	災害に強い安全な国土づくり－災害に備えた取組み－
7月	社会資本の戦略的な維持管理
8月	平成29年度表彰
9月	土木の魅力が伝わる広報へ
10月	公共工事の品質確保に向けた取組み
11月	地域活性化の推進
12月	社会資本のストック効果
1月	公共工事の生産性の向上にむけて
2月	社会資本の戦略的な維持管理
3月	災害に強い安全な国土づくり－復旧・復興に向けた取組み－

※特集テーマについては、編集段階（編集委員会）で検討し、状況に応じて変更する場合があります。

3. 調査研究事業

(1) 建設関係諸施策調査

地方協会の協力を得ながら、公共事業に関する施策について広く情報収集に努め、その調査結果等について、ホームページ等にて情報提供を行う。

(2) 管理瑕疵事故調査

適正な公物管理に資することを目的に、管理瑕疵事故事例について広く情報収集に努めるとともに、これまでの調査成果である「公共事業及び公共施設に係わる事故事例（民事事件及び刑事事件）事例集」を、会員の要望に応じ情報提供を行い、活用を図る。

また、地区連合会が主催する管理瑕疵問題に関する事業に対し助成を行う。

4. 出版事業

建設技術関係者の業務の円滑な執行に資するため、建設技術及び業務をサポートする図書を編集・発行する。発行にあたってはリーフレットを作成し、積極的なPRに努める。

「平成30年災害手帳」等下記の改訂図書を刊行する。また、必要に応じて重版を行う。

出版物名
(改訂予定)「平成30年 災害手帳」
(改訂予定)「平成30年改訂版 水文観測」
(改訂予定)「2019 全建手帳」
(新版予定)「事例から学ぶ現場力の向上」(仮題)

5. 顕彰・広報事業

(1) 顕彰事業（事業表彰）

良質な社会資本の形成、建設技術の向上等を図るため、優れた建設技術の創意工夫をこらした活用並びに事業の進め方やインフラの運用の工夫等により、優れた成果の得られた事業及び施策等を実施した機関並びに賛助会員に対して、全建賞審査委員会の選考を経て、全建賞を授与し、顕彰する。

事業の内容については、機関誌「月刊建設」、冊子「表彰」及びホームページに掲載するとともに、記者会を通じ広報を行う。

(2) 公共事業に関する広報関係事業

公共事業が国民の生活に果たす役割、経済の発展や地域の再生・振興等に果たす役割等について国民の理解を向上させるため、建設関係施策に関してホームページ、メールマガジン、講習会等で情報提供を実施する。特に「i-Construction(生産性向上)」、「防災・減災対策」、「社会インフラの戦略的な維持管理・更新」や「地方創生・地域活性化の推進」、「技術の伝承・技術力の向上」等について情報を収集し広報に努める。

6. 公共工事品質確保技術者資格制度事業

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者等を支援し工事の品質確保が図られることを目的に、品質確保技術者（Ⅰ及びⅡ）の資格試験・認定を行う。平成30年度の資格試験は全国9都市において実施し、登録更新講習は全国10都市において実施する。

また、公共工事品質確保技術者資格制度の周知を図り、各発注機関において品質確保技術者の活用が図られるよう努める。

さらに、認定登録した品質確保技術者に対して、業務の円滑な執行や技術力の向上等に資するため、メールマガジン等を活用して入札契約制度の改善や品質確保の向上に向けた施策に関する最新の情報を適宜提供するとともに、資格保有者のCPD（継続学習）制度の利用促進に努める。

7. 組織強化・全建活動支援事業

今後の建設技術関係者を取り巻く諸課題を踏まえ、各地方協会と協力して、さらに会員の技術力向上、交流・連携に資する事業を強化・促進するためにも、根幹である会員の加入促進に努め、組織の充実・強化を図る。

(1) 組織の充実・強化

国及び地方公共団体における公務員技術者の減少に伴い、会員の減少が続いていることから、全建の意義や事業についてのパンフレットを策定し、地方協会との連携を一層深め、下記の①～④の方針に基づき会員の加入促進に努める。

- ① 新規採用者のほか、再入会者・未加入者の加入促進に努める。
- ② 未加入市町村の加入促進、県管内市町村職員の加入促進に努める。
- ③ 豊富な経験・技術力を有するOBの活用を推進し、OB会員の加入促進に努める。
- ④ 異動等に伴う自然退会の抑制・再入会の促進に努める

特に、市町村技術公務員の全建加入の意義について、地方協会総会および8月に栃木県内で開催予定の全国事務局長会議等により幅広くPRするなど、市町村職員の加入促進に努める。

(2) 地方協会等活動支援

地方協会等が実施する、会員の技術水準及び社会的地位の向上、並びに会員相互の交流事業に対して、地方協会等事業助成制度により支援を行う。

さらに、会員の貴重な体験や経験について技術の伝承を図るため、地方協会間を講師派遣の出前講座で結ぶ「伝承プロジェクト」助成制度を活用して支援を行う。

また、特徴ある地方協会活動については、機関誌「月刊建設」等を通じ広報する。

(3) 建設関係者表彰

全建活動に対する指導・運営、建設技術の進歩発展、建設行政の推進、災害支援活動等に関して、功績が顕著なる会員等に谷口賞、小沢賞及び全建功労賞を授与し、顕彰する。

また、長期にわたり、建設行政の発展と建設技術関係者の社会的地位の向上に尽力した会員に長期会員表彰を授与し、顕彰する。

これらの表彰は、全建賞と同じく機関誌「月刊建設」、冊子「表彰」及びホームページに掲載する。

(4) CPD制度の運営

社会資本整備・管理に携わる建設関係技術者が、公共事業の変化に対応した新しい技術・知識の習得や各自の保有する技術水準の維持・向上に資するため、全建CPD制度について、会員や多くの技術者に利用されるようPRするとともに、制度やシステムの適切な運営に努める。

(5) 会員サービス等の実施

- ① 建設系公務員賠償責任保険制度について、引き続き補償内容の充実に努めるとともに、地方協会ならびに会員に対し、機関誌「月刊建設」や地方協会総会等の場を活用し、積極的なPRに努める。
- ② 本会発行の技術図書を会員価格で提供するとともに、他機関発行の技術図書について割引斡旋を行う。
- ③ 技術的課題に対する会員からの相談について、国土交通省等の協力を得て、よりの確かつ丁寧に対応する。
- ④ 会員の死亡等への見舞金の支給、大規模な災害で被災した地区に関係する地方の建設技術協会への支援等を行う。